

災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県知事（以下「甲」という。）が山形県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、山形県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲と河北新報社山形総局長（以下「乙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における災害の防止と災害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続き)

第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、山形県文化環境部消防防災課長及び河北新報社山形総局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は締結の日から適用する。

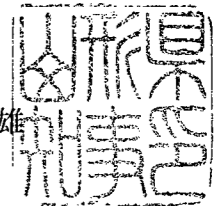
(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証しとして、本協定2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成9年2月28日

山形県知事 高橋和雄



河北新報社山形総局長
穴澤

